

現在の企業主導型保育事業の「公金管理システム」の公開について留意事項を次のとおり取りまとめましたので、ご参考としてください。今後、状況に応じて更新されます。

番号	カテゴリー	照会内容	回答内容	備考
1	全体	現在の「電子申請システム」は今後も利用できますか。	できなくなります。「公金管理システム」に切り替わります。現行の「電子申請システム」は今後、稼働終了します。（確定時期については追ってお知らせします）	2/22
2	企業情報マスタ・ 保育施設情報マスタ	「公金管理システム」に、企業情報変更申請画面、保育施設情報変更の登録・更新・削除画面があります。こちらで申請を行ってもよいですか。	いいえ。「企業情報変更申請」、「保育施設情報の登録・更新・削除」は公金管理システムではまだ実施しないでください。操作されましても、承認されませんので情報は更新されません。現在は企業情報、保育施設情報が正しく移行されているか確認をしていただく期間になります。今後、「電子申請システム」から「公金管理システム」へデータ移行が再度ございます。そのため、現時点で変更がある場合は「電子申請システム」からお願いします。	2/22
3	企業情報マスタ	企業ユーザを修正したいのですが、どちらのシステムで行えばよいですか。	現行の「電子申請システム」にて修正してください。ユーザ情報の識別が「企業」になっている「企業ユーザ」の情報を修正したい場合は、ユーザ情報では修正せず、「電子申請システム」の企業情報変更にて申請してください。電話番号、メールアドレスの変更も上記同様「電子申請システム」内の「企業情報変更申請」からお願いします。	2/22
4	企業情報マスタ	ログインしても、持っている保育施設全てが表示されません。	「電子申請システム」で複数IDをお持ちの場合は、「公金管理システム」でお持ちの全てのIDでのログインが必要です。「公金管理システム」には、現行の「電子申請システム」の情報がそのまま移行されています。複数の施設を「複数のID」で管理されている事業者様については、まずは「公金管理システム」でも全てのIDでログインし、施設情報の確認をお願いします。	2/22
5	企業情報マスタ	振込銀行口座を分けるため、現在「電子申請システム」で複数のIDを使用しています。「公金管理システム」の管理方法にあるように一つのIDに統合したいのですがどのようにすればよいですか。	企業IDの統合については後日別途ご案内します。 ※企業の統合には一定の条件がございます。	2/22
6	共同利用企業マスタ・ 利用児童マスタ・ 職員マスタ	「共同利用企業マスタ」、「利用児童マスタ」、「職員マスタ」の登録は必ず必要ですか。	必要です。今回、ご入力をお願いしている「共同利用企業マスタ」、「利用児童マスタ」、「職員マスタ」は、今後の月次報告申請を「公金管理システム」で行う際に必要となります。令和4年度のものについては、退所・退職されている方や過去の共同利用企業のマスタ登録も必要となります。なお、「電子申請システム」において既に提出した書類であっても、「公金管理システム」で再度提出の必要があります。	2/22
7	利用児童マスタ・ 職員マスタ	利用児童マスタ、職員マスタの登録時に保育施設名も一人ひとりに入力が必要ですか。	必要です。利用児童マスタ、職員マスタの登録時は「保育施設名」を必ず選択してください。選択しないと施設に紐づきません。	2/22
8	共同利用企業マスタ	法人格の選択肢に該当するものが無いため入力できません。	申し訳ございません。現在、「法人格」入力の際、該当する選択肢がないという事象が発生しております。この件については現在対策中です。対策完了後、ご案内しますのでしばらくお待ちください。	2/22